

入札公告【一般競争入札】
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

平成23年10月3日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局愛知国道事務所長 中川 義治

1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度 緑地・鳴海Ⅲ共同溝電気付帯設備設計業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、緑地共同溝及び鳴海Ⅲ共同溝の電気付帯設備の詳細設計を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月26日

(4) 入札方式等

- 1) 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 2) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 3) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 4) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - a) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において

て、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：共同溝の電気付帯設備（電源設備又は照明設備又は配電線路）の詳細設計に関する業務の実績を有するもの。

類似業務：トンネル照明設備の詳細設計に関する業務の実績を有するもの。

（4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

技術士（電気電子部門）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）（電気電子部門）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

- ※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に關係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。
なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。
- ※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：共同溝の電気付帯設備（電源設備又は照明設備又は配電線路）の詳細設計に関する業務の実績を有するもの。

類似業務：トンネル照明設備の詳細設計に関する業務の実績を有するもの。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成23年10月3日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年10月3日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における

る地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒464-0066 名古屋市千種区池下町2-62

中部地方整備局愛知国道事務所 経理課 契約係

電話 052-761-1192

FAX 052-761-1266

メールアドレス : keiaikok@cbt.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス : <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、3(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

- ・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：3（1）と同じ。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により3（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

4 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（5）契約書作成の要否 要。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。

（7）申請書等に対する留意事項

申請書等の提出がない場合又は2（1）⑥の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

（8）詳細については、入札説明書による。

別表

①	入札説明書等（仕様書含む）の交付期間	平成23年10月 3日から 平成23年10月25日まで
②	申請書等の提出期間	平成23年10月 4日から 平成23年10月13日までの 10時から 16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	競争参加資格確認通知の日	平成23年10月20日
④	入札書の受付期間	平成23年10月26日 10時00分から 平成23年10月27日 16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成23年10月28日 11時00分 愛知国道事務所入札室